

国に搬出期限の第一義的責任がある根拠と経緯

- (ア)平成6年(1994年)6月策定の原子力研究開発利用長期計画で「ガラス固化体を30年～50年間程度冷却のための貯蔵を行い、その後地層処分することを基本的な方針とし、国は処分が適切かつ確実に行われることに対し責任を負う」とある。
又、処分場の操業計画は、2030年代から遅くとも2040年代半ば(平成50年代後半)開始を目途とする とある。
- (イ)平成6年11月15日付、日本原燃(株)から、青森県知事あて「管理施設におけるガラス固化体の管理」(回答)で「ガラス固化体を地層処分するまでの間、30年～50年間程度冷却貯蔵するとの国の方針に則り、電力会社からの委託を受け、30年～50年間一時貯蔵管理する」 とある。
- (ウ)同文書で、各電力会社と弊社との間で締結した「ガラス固化体の輸送、受入、貯蔵に関する契約書(平成6年7月18日付)」で、電力会社は、貯蔵期間満了までに、日本国政府の方針に従い、最終処分地等への搬出する」 とある。
- (エ)平成6年11月8日付で、10電力会社から青森県知事に対し「国の方針に則り、最終的な処分に向け、搬出する」との回答書が出されている。
- (オ)平成6年11月19日付、田中真紀子科学技術庁長官から、青森県知事あて「ガラス固化体の最終的な処分について」(回答)で「国の長期計画に、ガラス固化体の処分に関する役割分担、手順、スケジュールが示されており、国は処分が適切かつ確実に行われることに対して、責任を負う」 とある。
- (カ)そのような経緯を踏まえ、平成6年12月26日の、県、六ヶ所村、日本原燃(株)との安全協定第3条で「管理期間等として、30年から50年間とし、日本原燃は、管理期間終了時点で、各電力会社に搬出させる」と明記された。
- (キ)平成12年6月7日施行の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(以下、最終処分法)3条で経済産業大臣が、原子力委員会の意見を聴いて、閣議決定を経た「基本方針」を定め、4条で、同大臣は基本方針に即して、5年毎に10年を1期とする最終処分計画を定め、5条で「NUMOは最終処分計画に従い、実施計画を策定し、大臣の承認を得なければならない」と規定された。

(ク)この法に基づき、国は平成12年10月、平成17年10月、平成20年3月に最終処分計画を定め、各々の計画で最終処分開始時期を「平成40年代後半」を目途と明記した。

(ケ)以上の経緯から、日本原燃が一時貯蔵期間を「30年間から50年間」と、安全協定に明記し、各電力会社が搬出すると確約したのは、国が原子力長計で「国が責任を負う。最終処分場開始を2030年代から遅くとも2040年代半ば(平成50年代後半)としたからで」国に搬出期限順守の第一義的責任があるのは明白である。